

岐阜県公報

号外(六) 令和七年四月一日

規則

岐阜県災害対策本部に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年四月一日

岐阜県知事 江崎 禎英

岐阜県規則第二十九号

岐阜県災害対策本部に関する条例施行規則の一部を改正する規則

一部を次のように改正する。
岐阜県災害対策本部に関する条例施行規則(昭和三十七年岐阜県規則第八十九号)の

第四条の四第二項第一号中 「清流の国推進部清流の国づくり政策課」を「総合企画部環境生活部環境生活政策課」に、

「環境生活部環境生活政策課」を「子ども・総合政策課」に、

「子ども・総合政策課」を「子ども・女性政策課」に、

「子ども・女性政策課」を「子ども・女性政策課」に改める。

スポーツ部観光文化スポーツ政策課」

第六条第三項第一号中「岐阜地域福祉事務所」を「岐阜地域福祉事務所」に、「リニア推進事務所」を「動物愛護センター」に、

「動物愛護センター」を「動物愛護センター」に、

「動物愛護センター」を「動物愛護センター」に、

目次

規則

岐阜県災害対策本部に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (防災課) 一

岐阜県浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (廃棄物対策課) 四

岐阜県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則 (同) 四

企業管理規程

岐阜県公営企業組織規程の一部を改正する規程 (水道企業課) 四

訓令

大規模地震対策特別措置法第十七条第五項第五号に規定する岐阜県地震災害警戒本部員の指名に関する規程の一部を改正する訓令 (防災課) 五

観光資源活用班
観光誘客推進班
国際交流班

「環境エネルギー生活部長」に、「環境生活部次長」を「環境エネルギー生活部次長」

「環境エネルギー生活部各班

に、「環境生活部各班」を「商業・金融班」に改める。
「商業・金融班」を「文化創造班」
「文化伝承班」

文化伝承班

別表第五保健班（保健所が設置する保健班は、所管の保健所に置かれる事務所を含む。）の項中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、同項第五号中「愛玩動物等」を「家庭動物」に改め、同号を同項第六号とし、同項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

1 保健医療福祉の連携及び調整に関すること。

別表第五保健班（保健所が設置する保健班は、所管の保健所に置かれる事務所を含む。）の項の次に次のように加える。

動物愛護班

動物愛護センター所長

家庭動物の救援に関すること。

別表第五流域浄水班の項中「浄水事務所長」を「流域浄水事務所長」に改め、同表流域水道班の項中「広域水道班」を「東部広域水道班」に、「水道事務所長」を「東部広域水道事務所長」に改め、同項第一号中「水道事務所」を「東部広域水道事務所」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年四月一日

岐阜県知事 江崎 禎 英

岐阜県規則第三十号

岐阜県浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例施行規則（昭和六十年岐阜県規則第七十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「岐阜県環境生活部廃棄物対策課」を「岐阜県環境エネルギー生活部廃棄物対策課」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年四月一日

岐阜県知事 江崎 禎 英

岐阜県規則第三十一号

岐阜県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則

岐阜県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（平成四年岐阜県規則第七十九号）の一部を次のように改正する。

第十二条第三項中「岐阜県環境生活部廃棄物対策課」を「岐阜県環境エネルギー生活部廃棄物対策課」に改める。

別記第十一号様式第三面備考第三号⑤中「大腸菌検査等」を「大腸菌数等」に改め、同様式第三面備考第六号中「フン」を「糞」に改める。

別記第十九号様式裏面備考第三号⑤中「大腸菌検査等」を「大腸菌数等」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

企業管理規程

岐阜県公営企業組織規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和七年四月一日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

岐阜県企業管理規程第二号

岐阜県公営企業組織規程の一部を改正する規程

岐阜県公営企業組織規程（昭和四十六年岐阜県企業管理規程第二号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項の表総務課の項中、「契約係」を削る。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

訓 令 甲

岐阜県訓令甲第六号

庁中一般
各現地機関

大規模地震対策特別措置法第十七条第五号に規定する岐阜県地震災害警戒本部員の指名に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和七年四月一日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

大規模地震対策特別措置法第十七条第五号に規定する岐阜県地震災害警戒本部員の指名に関する規程の一部を改正する訓令

大規模地震対策特別措置法第十七条第五号に規定する岐阜県地震災害警戒本部員の指名に関する規程（昭和五十四年岐阜県訓令甲第二十号）の一部を次のように改正する。

第二号中「清流の国推進部長」を「総合企画部長」に、「環境生活部長」を「環境工

ネルギー生活部長」に改め、「健康福祉部長」の下に、「子ども・女性部長」を加え、

「観光国際部長」を「観光文化スポーツ部長」に改める。

附 則

この訓令は、令和七年四月一日から施行する。

令和七年四月一日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社